

連合群馬 無料「労働時間学習会」開催のお知らせ



??

こんなことはありませんか??

- ◆終業時間を過ぎて働いても割増がない。
- ◆始業前に朝礼を行なっている。
- ◆休み時間が45分しかない。
- ◆年次有給休暇がないって言われた。



違法の場合もあるし
合法の場合もあります。

職場で働く上のルールは就業規則などです。そのルールに基づいて残業を行なったり、年次有給休暇を取得したりしています。しかし、会社のルールを法律に照らし合わせると「どうなんだろう」、「ルールを無視して働かさせている」ということあろうと思います。

そんなあなたに連合群馬は「労働時間に関する法律の勉強会」を開催します。

勉強会終了後、個別の相談会も開催し、解決方法のアドバイスも応じていきます。

もちろん、無料ですのでお気軽にご参加いただければ幸いです。



開催日程: **2014年1月18日(土)14:00~16:00**

会場: 群馬県勤労福祉センター 2F 連合群馬(群馬県前橋市野中町361-2)

定員: 先着10名

※講師と日程の都合がつけば個別でも対応いたします。

※2月度は2/1(土)14:00~16:00、3月度は3/1(土)10:00~12:00、4月度は、4/5(土)10:00~12:00に開催します。

お申込みはお電話またはメールにて

電話: 027-263-0555 連合群馬 鈴木(克)まで

メール: rgu-ad@rengo-gunma.gr.jp

※企業名やお名前を伝えなくても結構です。出席したい旨を連絡いただければOKです。

どなたでも参加できますので
お待ちしております。

